

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

定期検査報告書
(昇降機)
(第一面)

建築基準法第12条第3項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

鹿児島県知事

様

令和 8 年 3 月 27 日

報告者氏名

湧水町総合交流施設
施設長 吉村 正人

検査者氏名

田坂 真

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 ユウスイチョウチョウ イカミ リュウイチ
【ロ. 氏名】 湧水町長 池上 滝一
【ハ. 郵便番号】 899-6292
【ニ. 住所】 鹿児島県始良郡湧水町木場222
【ホ. 電話番号】 0995-74-3111

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 ユウスイチョウソウゴウコウリョウシセツ シツチョウ ヨシムラ マサト
【ロ. 氏名】 湧水町総合交流施設 施設長 吉村 正人
【ハ. 郵便番号】 899-6207
【ニ. 住所】 鹿児島県始良郡湧水町米永411-1
【ホ. 電話番号】 0995-74-1811

【3. 報告対象建築物等】

【イ. 所在地】 鹿児島県始良郡湧水町米永411-1
【ロ. 名称のフリガナ】 ユウスイチョウソウゴウコウリョウシセツ
【ハ. 名称】 湧水町総合交流施設
【ニ. 用途】 公共施設

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】（ 1 台）

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 1 台 （うち既存不適格 1 台）
要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 0 台
【ハ. 指摘の概要】 既存不適格：1(20)、2(1)、2(3)、2(5)、2(8)、2(10)、2(13)、2(14)、4(16)、6(11)

【ニ. 改善予定の有無】 ☐ 有（令和 年 月に改善予定） ☒ 無

【ホ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

昇降機の状態等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】			
【イ. 確認済証交付年月日】	年 月 日 第	号	
【ロ. 確認済証交付者】	☐ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関	(	)
【ハ. 検査済証交付年月日】	年 月 日 第	号	
【ニ. 検査済証交付者】	☐ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関	(	)
【2. 検査日等】			
【イ. 今回の検査】	令和 7 年 10 月 17 日実施		
【ロ. 前回の検査】	☒ 実施 (年 月 日 報告)	☐ 未実施	
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】	☒ 有 ☐ 無		
【3. 検査者】			
(代表となる検査者)	() 建築士 () 登録	第	号
【イ. 資格】	昇降機等検査員	第	C90030270 号
【ロ. 氏名のフリガナ】	タカ マコト		
【ハ. 氏名】	田坂 真		
【ニ. 勤務先】	ジャパンエレベーターサービス九州株式会社鹿児島営業所		
	() 建築士事務所 () 知事登録	第	号
【ホ. 郵便番号】	890-0054		
【ヘ. 所在地】	鹿児島県鹿児島市荒田2丁目31-5-101 1016 TOWERS ARATA II		
【ト. 電話番号】	099-299-7310		
(その他の検査者)	() 建築士 () 登録	第	号
【イ. 資格】	昇降機等検査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 勤務先】	() 建築士事務所 () 知事登録	第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
【4. 保守業者】			
【イ. 名称】	ジャパンエレベーターサービス九州株式会社		
【ロ. 郵便番号】	812-0013		
【ハ. 所在地】	福岡県福岡市博多区博多駅東1-18-25 第五博多偕成ビル2階		
【ニ. 電話番号】	092-436-5050		
【5. 昇降機の概要】			
	(番号)		
【イ. 種類】	☒ 建築設備 ☐ 工作物		
【ロ. 種別】	☒ エレベーター (☐ 斜行) ☐ エスカレーター ☐ 小荷物専用		
【ハ. 駆動方式】	☐ ロープ式 ☒ 油圧式 ☐ その他 ()		
【ニ. 用途等】	☒ 乗用 (☐ 人荷共用 ☐ 非常用) ☐ 寝台用 ☐ 自動車運搬用 ☐ 荷物用		
【ホ. 機械室の有無】	☒ 有 ☐ 無		
【ハ. 仕様】	(電動機の定格容量) (定格速度) (積 載 量)		
	(22 kW) (45 m/min) (900 kg)		
	(定 員) (踏 段 の 幅) (勾 配)		
	(13 人) (ー m) (ー 度)		
【ト. 停止階】	1~2 階 (停止階床数 2)		
【チ. 製造者名】	三菱電機株式会社		
【6. 検査の状況】			
【イ. 指摘の内容】	☒ 要是正の指摘あり (☒ 既存不適格)		
	☐ 要重点点検の指摘あり ☐ 指摘なし		
【ロ. 指摘の概要】	既存不適格 : 1(20)、2(1)、2(3)、2(5)、2(8)、2(10)、2(13)、2(14)、4(16)、6(11)		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (令和 年 月に改善予定)		
	☒ 無		
【7. 不具合の発生状況】			
【イ. 不具合】	☐ 有 ☒ 無		
【ロ. 不具合記録】	☐ 有 ☐ 無		
【ハ. 改善の状況】	☐ 実施済 ☐ 改善予定 (年 月に改善予定) ☐ 予定なし		
【8. 備考】			

検査結果表

(第1第1項第2号に規定する昇降機)

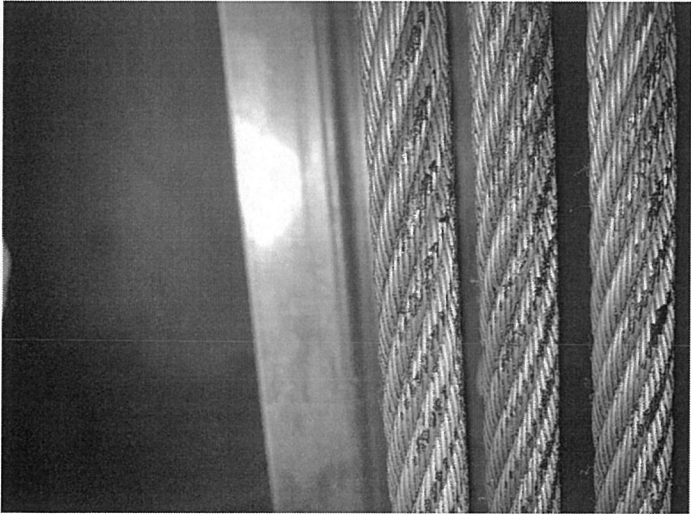
当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者	田坂 真	1
	その他の検査者		

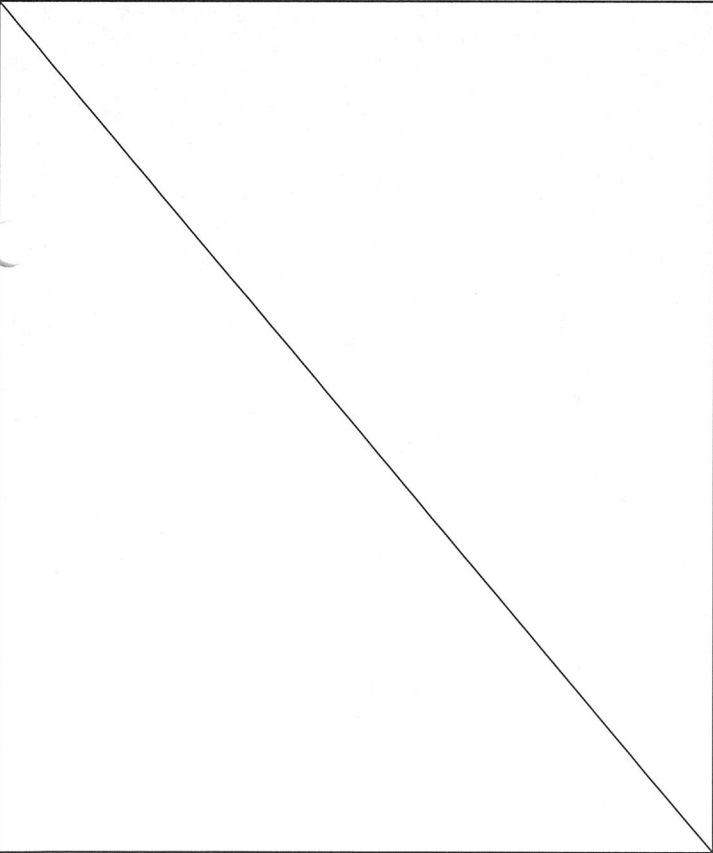
						昇降機番号				
番号	検査項目					検査結果				担当 検査者 番号
						指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)									
(1)	機械室への通路及び出入口の戸					○				
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等					○				
(3)	救出装置					○				
(4)	開閉器及び遮断器					○				
(5)	制御器	接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (☐ 該当する・ ☐ 該当しない) 交換基準			☐ 適・ ☐ 否・ ☐ 確認不可	○			
			☐ イ. 製造者が指定する交換基準 (なし) ☐ ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	最終交換日 平成11 年 10 月 1 日 5						
(6)	ヒューズ					○				
(7)	絶縁	☐ 電動機の回路	(☐ 300V以下・ ☐ 300V超)		100	MΩ	○			
		☐ 制御器等の回路の300Vを超える回路			—	MΩ				
		☐ 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路			—	MΩ				
		☐ 制御器等の回路の150V以下の回路			20	MΩ				
(8)	接地					○				
(9)	空転防止装置					○				
(10)	階床選択機					—	—	—	—	—
(11)	油圧パ ワーユ ニット	電動機及びポンプ				○				
(12)		圧力計				○				
(13)		安全弁	常用圧力銘板値	(3 MPa)	常用圧力の	○				
			作動圧力測定値	(3.7 MPa)	123 %					
(14)		逆止弁				○				
(15)		流量制御弁				○				
(16)		油タンク及び圧力配管				○				
7)	作動油温度抑制装置				○					
(18)	ストップバルブ					○				
(19)	高圧ゴムホース					—	—	—	—	—
(20)	駆動装置等の耐震対策							○	○	
2	共通									
(1)	圧力配管							○	○	
(2)	調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の — %)			m/min	—	—	—	—	—
		キャッチの作動速度 (定格速度の — %)			m/min					

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号		
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格			
2	共通							
(3)	主索又は鎖	☒ 主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (13.8 mm) 未摩耗直径 (14 mm)	98.6 %				
			索線切れ 最も摩損した主索の番号 (索線切れなし) 該当する索線切れ判定基準 (ハ) 索線切れが生じた部分の断面積の割合 ☐ 70%超 ☐ 70%以下	1よりピッチ内の 索線切れ数				0 本
				1構成より1ピッチ内の 最大の索線切れ数				0 本
				錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (☐ あり・ ☒ なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 (—) 直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)				— %
			主 索 本 数 (3 本) 要重点点検の主索の番号 (—) 要是正の主索の番号 (—)					
			☐ 鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測 定 長 さ (mm) 基準長さ (mm)				伸び %
		鎖 本 数 (本) 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()						
		(4)	主索又は鎖の張り	○				
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部			○	○			
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置	○						
(7)	はかり装置	○						
(8)	プランジャー			○	○			
(9)	プランジャーストッパー	○						
(10)	シリンダー			○	○			
(11)	防火区画貫通部	○						
(12)	速度	定格速度(上昇) (45 m/min) 定格速度(下降) (45 m/min)	上昇 42 m/min 下降 43 m/min	○				
(13)	戸開走行保護装置				○	○		
(14)	地震時等管制運転装置				○	○		
(15)	降下防止装置			—	—	—		
(16)	換気設備等			—	—	—		
(17)	制御盤扉			—	—	—		
3	かご室							
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床	○						
(2)	かごの戸及び敷居	○						
(3)	かごの戸のスイッチ	○						
(4)	戸開き状態において作動する予圧装置	—	—	—	—	—		
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 (戸開き状態において作動する再床合わせ装置： ☒ 有・ ☐ 無)	○						
(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置	○						
(7)	車止め、光電装置等	—	—	—	—	—		
(8)	かご操作盤及び表示器	○						
(9)	外部への連絡装置	○						
(10)	かご内の停止スイッチ	○						
(11)	用途、積載量及び最大定員の標識	○						
(12)	かごの照明装置	○						
(13)	停電灯装置	○						
(14)	かごの床先	○						
4	かご上							
(1)	かご上の停止スイッチ	○						
(2)	頂部安全距離確保スイッチ	○						
(3)	上部リミット(強制停止)スイッチ	○						
(4)	プランジャーリミットスイッチ	○						
(5)	プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間	230 mm	○					

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
4	かご上					
(6)	頂部綱車	—	—	—	—	
(7)	プランジャー頂部綱車及び鎖車	○				
(8)	プランジャーのガイドシュー等	○				
(9)	調速機ロープ	—	—	—	—	
(10)	かごの非常救出口	○				
(11)	かごのガイドシュー等	○				
(12)	ガイドレール及びレールブラケット	○				
(13)	施錠装置	○				
(14)	昇降路における壁又は囲い	○				
j)	乗り場の戸及び敷居	○				
(16)	昇降路内の耐震対策			○	○	
(17)	移動ケーブル及び取付部	○				
(18)	かごの戸の開閉機構	○				
(19)	かごの枠	○				
5	乗り場					
(1)	押しボタン等及び表示器	○				
(2)	非常解錠装置	○				
(3)	乗り場の戸の遮煙構造	—	—	—	—	
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	—	—	—	—	
(5)	屋上の昇降路の開口部の戸	—	—	—	—	
(6)	屋上の柵及び警報装置	—	—	—	—	
(7)	制御盤扉	—	—	—	—	
6	ピット					
(1)	保守用停止スイッチ	—	—	—	—	
(2)	底部安全距離確保スイッチ	—	—	—	—	
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	○				
(4)	緩衝器又は緩衝材	○				
(5)	張り車	—	—	—	—	
(6)	ピット床	○				
(7)	かご非常止め装置	○				
(8)	かご下綱車	—	—	—	—	
(9)	シリンダー下の綱車	—	—	—	—	
(10)	移動ケーブル及び取付部	○				
(11)	ピット内の耐震対策			○	○	
(12)	かごの枠	○				
7	上記以外の検査項目					

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

主索又は鎖	検査結果
最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える鎖主索の番号 (1)	☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☒ 指摘なし
	特記事項
	【撮影箇所】 「基準階から加速終了位置」の主索が駆動綱車にかかる箇所

ブレーキパッド	検査結果
ブレーキパッドの取り付け位置 ☐ 右 ☐ 左	☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☒ 指摘なし
	特記事項